

# 平成25年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等の各種事業、災害廃棄物対策事業を実施する。

## I 電子マニフェスト事業

平成24年度の電子マニフェスト年間登録件数は、前年度比約16%増の1,500万件と見込まれ、電子マニフェスト事業中期計画（計画期間：平成24年度～26年度）の目標を達成すると見込まれる。

平成25年度は、年間登録件数1,730万件という中期計画（1,670万件）を上回る高い目標を目指して、普及をさらに加速させるため総合的な普及促進活動を積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

### 1. 平成25年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト年間登録件数
	排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計	
	A料金	B料金	団体	計				
平成24年度実績見込み	3,100	12,900	54,500	70,500	11,800	6,500	88,800	15,000,000
平成25年度見通し	3,300	14,500	59,000	76,800	13,300	7,000	97,100	17,300,000

### 2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施する。

#### (1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者を重点対象として、地方自治体、業界団体等の協力を得て、重点的に普及活動を実施する。
- 2) 公共工事及び公共関与の産業廃棄物処分場等における利用促進を図る。
- 3) 少量排出事業者に対して、ASP事業者等の協力を得て普及活動を実施する。

#### (2) 広報活動

##### 1) 紹介ビデオの更新

平成16年度に作成した電子マニフェストシステムの紹介ビデオを更新する。

##### 2) ホームページの充実、リーフレット等の作成及び配付

ホームページによる利用者サービスの拡充、リーフレット及び小冊子の作成配布等による広報活動を実施する。

##### 3) 普及広報等

新聞広告、展示会出展、地方公共団体と連携した広報等を実施する。

(3) 情報提供等サービスの充実

加入者に対する情報提供等サービスを充実する。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 収集運搬業者の終了報告簡素化のためのシステムの構築
- 2) 大手企業が導入しやすい新E D I方式の電子マニフェストシステムの構築
- 3) 新たな加入者情報管理システムの構築
- 4) 電子契約書の管理（保管・閲覧）機能の構築
- 5) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化

**3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理**

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、円滑かつ適正な運営を維持するため、以下の事業を実施する。

(1) システムの運用・保守管理

システムの安定運用のための保守管理をさらに徹底する。

(2) 電子マニフェスト運用支援事業の委託

(公社) 全国産業廃棄物連合会に委託して、各都道府県産業廃棄物協会において加入申込手続き及び既加入処理業者に対する各種サポートを実施する。

## II 教育研修事業

### 1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を、(公社) 全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに(社) 日本医師会の協力ののもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6課程
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。）及び医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会 2課程
- 3) P C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会 1課程

(2) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	142 回	13,500 名
2) 更新講習会	155 回	18,100 名
3) 特管責任者講習会	130 回	16,700 名
4) P C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	6 回	500 名
計	433 回	48,800 名

(3) 委員会

講習会を円滑に実施するため、講習会に関する基本事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び試験問題を作成する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

#### (4) インターネットによる受講申込みの導入拡大

講習会の受講申込みは、従前、書面による申込みによることとしてきたが、受講申込者の利便性、修了証発行までの期間短縮等事務の合理化を図る観点から、「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」（平成22年度）及び「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」（平成24年度）について、順次、インターネットによる受講申込みを導入してきた。平成25年度には、残された「新規講習会」、「更新講習会」及び「特管責任者講習会」にインターネット申込みを導入する。

### 2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎、管理コース）、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース・管理コース)	6回	360名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2回	160名
計	8回	520名

### 3. セミナー事業

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けての理解を広めるためのセミナーを、またJWセンターの関係者間の情報交換を進めることを目的とするJW懇話会を各1回実施する。

## III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に則った評価格付けを行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

## IV 調査事業

### 1. 受託等調査事業

- (1) 環境省等からの受託を得て、産業廃棄物に関する調査等を実施する。
- (2) 環境省の環境研究総合推進費補助金（循環型社会形成推進科学研究事業）による調査研究事業「産業廃棄物マニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」（3年目）を引き続き実施する。

### 2. 自主調査事業

- (1) 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行う。
- (2) 調査事業により得られた成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

## V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報の収集・提供、関係機関との交流を実施する。また、政府が進める「我が国循環産業の育成・国際展開の促進等を通じ世界規模での循環型社会の構築を目指す」事業等の推進に協力する。

- (1) 海外の有害廃棄物、産業廃棄物管理情報の収集・提供
  - 1) インターネット情報、会議等への参加による情報収集
  - 2) 国内外への情報提供
- (2) 国際交流の推進
  - 1) 電子マニフェスト実施機関との交流による情報交換等
  - 2) ネットワーク構築機関との交流による情報交換等
- (3) 政府の関係事業への協力等
  - 1) 我が国の循環産業(廃棄物・リサイクル産業)の戦略的国際展開・育成事業への協力
  - 2) その他関係機関・団体のプロジェクトの推進に関する団体等との連携

## VI 出版事業

JWセンター設立25周年記念誌の作成を行う。また、廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

- (1) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集<平成25年版>
- (2) 感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月改訂）
- (3) 建設廃棄物適正処理マニュアル

## VII 広報事業

### 1. JWセンター機関誌の発行

JWセンターの事業に関する情報誌を発行する。

- (1) 発行方法 季刊（年4回）
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

### 2. ホームページ

電子マニフェスト事業、講習会事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について情報提供を行う。

## VIII 全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

- (1) 名称 第12回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (2) 期 日 平成25年11月8日（金）
- (3) 場 所 三重県志摩市
- (4) 共 催 (公社) 全国産業廃棄物連合会  
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団  
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

## IX 災害廃棄物対策事業

東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故による被災地の復旧・復興支援に寄与するため、引き続き、次の事業を実施する。

### (1) 「JW災害廃棄物処理支援システム」の運用

本システムの利用拡大に努めるとともにその着実な運用を引き続き進める。

### (2) 「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」の運用に向けた活動

放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等の除染等の措置に伴って生ずる除去土壌の処理等の推進に資するため、その発生・排出から最終処分に至るまでの過程の的確な情報管理に利用できる新たなシステムを昨年8月に開発した。引き続き、被災地域における除染等の活動に寄与するため、幅広く情報収集を行うとともに、関係各方面に積極的な働きかけを行う。